

第 8 期 新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

進行スケジュール

	令和 2 年						令和 3 年		
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
(1) 給付実績集計・分析の実施									
(2) 計画目標量の設定									
(3) 施策・事業の実施状況の評価 及び課題のとりまとめ									
(4) 計画骨子案・素案の作成									
(5) パブリックコメントの実施									
(6) 計画策定委員会									
※概要版の作成・本編の印刷									

**第 8 期 新見市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
計画の概要**

令和 2 年 8 月 2 5 日

岡山県 新見市

～ 目 次 ～

1	計画の概要	1
1	計画策定の社会的背景と趣旨	1
2	計画の性格	2
3	本市における計画の位置付け	3
4	計画の期間	4
5	計画の策定方法	4
6	介護保険制度の動き	5

1 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年から運用が開始された介護保険制度は、現在、その創設からおよそ 20 年が経過しています。その間、介護保険サービス利用者数は大幅に増加しましたが、介護保険サービス提供事業所数も増加で推移しており、介護が必要な高齢者の支えの一つとして定着しつつあります。

しかし、依然として高齢化の進行には歯止めがかからず、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加で推移すると見込まれています。

このような中、国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、これまで、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら図られてきましたが、更にその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えた取組の推進が必要となってきています。

更に、令和 2 年 6 月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されています。この改正は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するために、高齢者の介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など制度上の従来の枠にとらわれることなく「支える側」「支えられる側」という関係を超え、お互いが助け合いながら暮らすことができる新しい福祉のまちづくりを目指すものです。

一方、昨今、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響により、人々のライフスタイルは大きな変化を見せています。感染拡大予防に伴う外出自粛により、高齢者の地域の集いの場をはじめとする社会参加機会の減少や家庭内での虐待被害の増加など、平常時とは異なる様々な影響が懸念されており、今後は、よりきめ細かな支援対策が必要となっています。

本市では、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で計画期間とする「第 7 期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

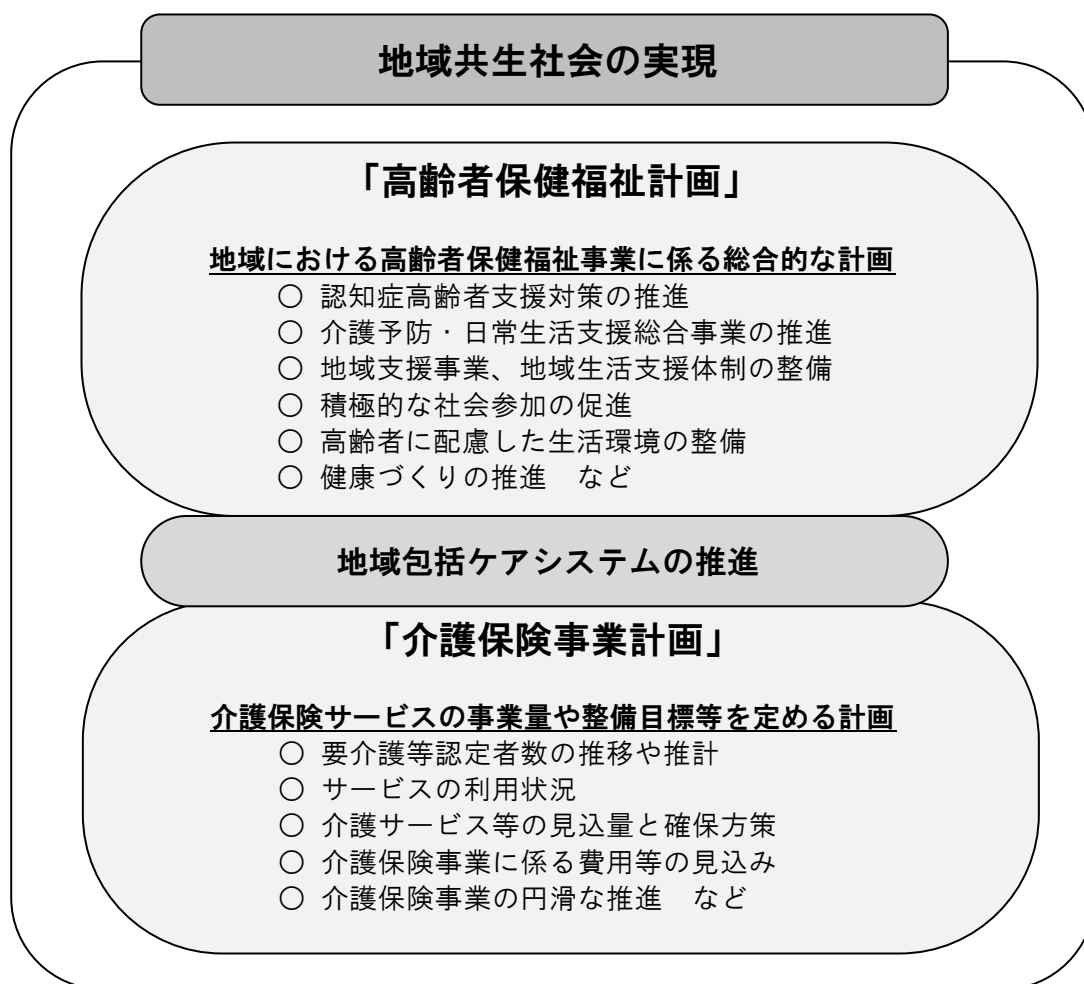
この間も、高齢化は進行し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化、推進の強化が引き続き求められています。そのため地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの更なる推進に向け、必要な施策を展開するための計画として、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間に於ける「第 8 期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するものです。

2 計画の性格

「高齢者保健福祉計画」は、「老人福祉法」第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」で、全ての高齢者を対象とした生きがいつくりや日常生活への支援など、高齢者に関する保健、福祉事業全般を対象とする計画です。

一方「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を根拠としており、要介護等認定者が、可能な限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを適切に選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめる計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者に対する保健、福祉事業の展開が期待されることから、本市では両計画を一体的な計画として策定します。



3 本市における計画の位置付け

本計画は、国の地域共生社会の実現に向けた考え方を踏まえ、本市の上位計画である「第3次新見市総合計画」や福祉の上位計画である「新見市地域福祉計画」をはじめ、関連する分野別計画との整合に配慮するものです。

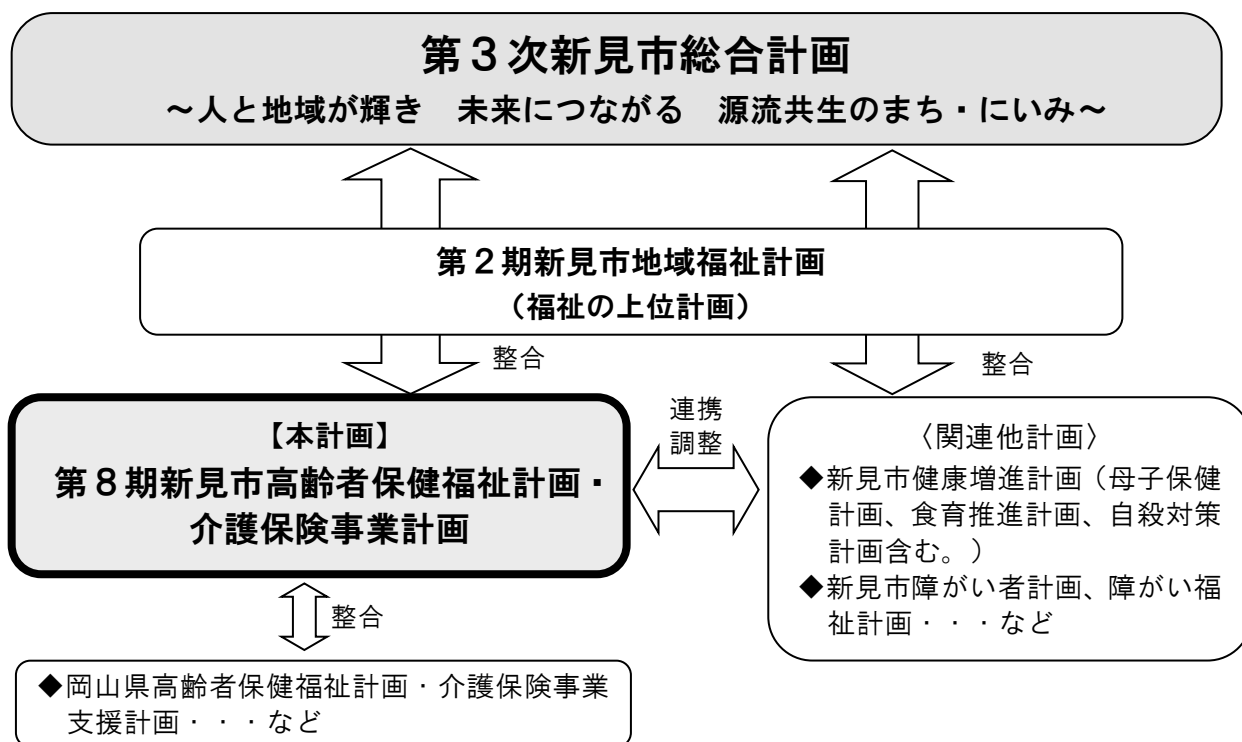
「第3次新見市総合計画」では、「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にしみ」という将来像を掲げ、まちづくりの方向の一つとして「地域共生社会の構築」を定めています。また、高齢者福祉の分野においては「高齢者が生きがいを実感でき 地域全体で支えるまち」を目指した福祉のまちづくりを推進しています。

「新見市地域福祉計画」は、総合計画の方針に基づき、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定め、本計画をはじめとする福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

本計画はこれらの施策の方向性に基づいて策定するものです。

また、岡山県の「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。令和5年度に、それまでの取組の評価、見直しを行い、令和6年度からの次期計画につなげます。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期								
		見直し	第8期（本計画）					
					見直し	第9期（次期計画）		

5 計画の策定方法

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施

市内の高齢者及び要介護等認定者を対象として、現在の生活の状況や健康の実態及び今後のニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査）を実施しました。アンケートの内容については「国のモデル調査票」を踏まえて設計しています。

調査名称	令和元年度 新見市 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	新見市 在宅介護実態調査
調査対象	住民基本台帳より無作為抽出した 65歳以上の高齢者	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた人
調査方法	郵送配布・回収	郵送及び認定調査員による面接聴取法
調査期間	令和2年3月	令和2年2月
配布数	1,200件	—
回収状況	895件（74.6%）	469件

(2) 策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては「新見市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、本計画の内容についての審議を行いました。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

※下線部分は予定。

6 介護保険制度の動き

(1) 介護保険制度等の改正の動き

令和2年6月、国においては「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されています。これにより「介護保険法」の一部が改正されました。「介護保険法」の改正では「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」をはじめ、「医療・介護のデータ基盤の整備の推進」「介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」などが定められました。

参考／「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要

1 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療、介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

2 改正の概要（大分類）

- (1) 地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（「社会福祉法」「介護保険法」）
- (2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進（「介護保険法」「老人福祉法」）
- (3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進（「介護保険法」「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」）
- (4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化（「介護保険法」「老人福祉法」「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」）
- (5) 社会福祉連携推進法人制度の創設（「社会福祉法」）

(2) 第8期介護保険事業計画の基本指針

国は「介護保険法」第116条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村はこの基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。

第8期計画期間においては、第7期計画期間における目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に展望することが求められています。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025年（令和7年）、2040年（令和22年）を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「P D C Aサイクルに沿った推進」「専門職の関与」「他の事業との連携」
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載
- 在宅医療、介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- P D C Aサイクルに沿った推進に当たり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

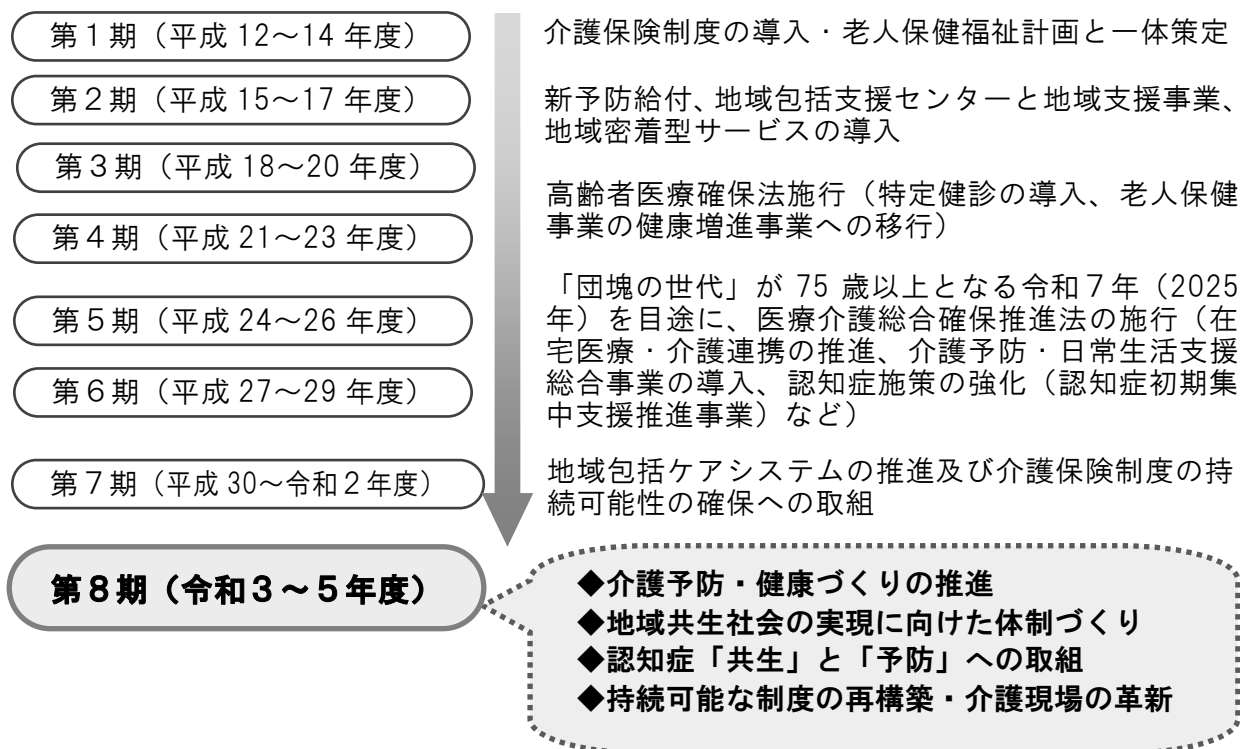
- 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらの備えの重要性について記載

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備



第7期介護保険事業計画では、第6期を踏まえて地域包括ケアシステムの推進に向けた取組が進められ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）に向けて、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。第8期では、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて、介護需要の見込みに応じた過不足のないサービス基盤の整備を図ることが求められています。

そのため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、目指すシステムの姿を明らかにするとともに、現時点での到達状況の評価や課題を抽出していく必要があります。

【介護保険事業計画の策定経過】



【近年の介護保険制度の流れ】

	第5期 平成 24～26 年度	第6期 平成 27～29 年度	第7期 平成 30～令和 2 年度	第8期 令和 3～令和 5 年度
	2025 年を見据えた対応 			
			2040 年を見据えた対応 	
高齢者・介護保険制度等	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議の推進 ・在宅医療・介護の連携推進 ・生活支援サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療介護総合確保法 <ul style="list-style-type: none"> ・総合事業スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケア法 <ul style="list-style-type: none"> ＜地域包括ケアの深化＞ ◎地域包括ケアシステムの深化・推進 ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化 ・医療介護の連携の推進 ・地域共生社会の実現に向けた取組 ◎介護保険制度の持続可能性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■第8期計画に向けた課題 <ul style="list-style-type: none"> ・2025 年以降の現役世代の急減 ■現状の課題 <ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、健康づくり ・家族支援、虐待防止 ○支え手 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能の強化 ・地域共生社会の実現 ・他職種連携／ICT の活用
		<ul style="list-style-type: none"> ●新オレンジプラン（2015～2025 年） <ul style="list-style-type: none"> ○認知症の普及・啓発（認知症サポート） ○様態に応じた医療・介護等の提供（医療等研修、認知症ケアパス） ●認知症施策推進大綱 		
その他		<ul style="list-style-type: none"> ●我が事・丸ごと地域共生社会（2016 年） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障がい、児童等の包括的な支援 ・複合課題（ダブルケア、8050 問題）等への対応 ・「地域共生社会」の実現 ・一億総活躍社会（2016 年）「安心につながる社会保障」介護離職者数をゼロに 		

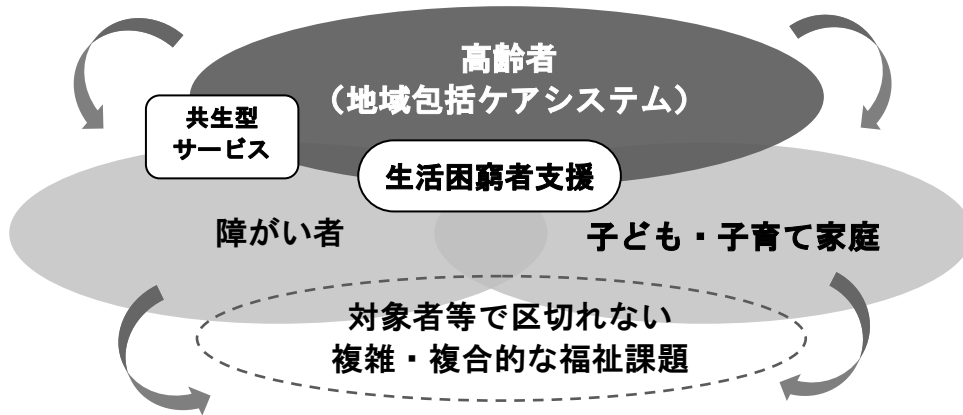
② 地域共生社会の実現

平成 29 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現に向けた方向性が示されました。

地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子育て家庭など、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域を支えていく社会とされています。

これからは「地域共生社会の実現」に向けた、「縦割り」ではなく「丸ごと」、「他人事」ではなく「我が事」として、一人一人の暮らしを支える地域づくりが必要です。

【地域共生社会の実現】



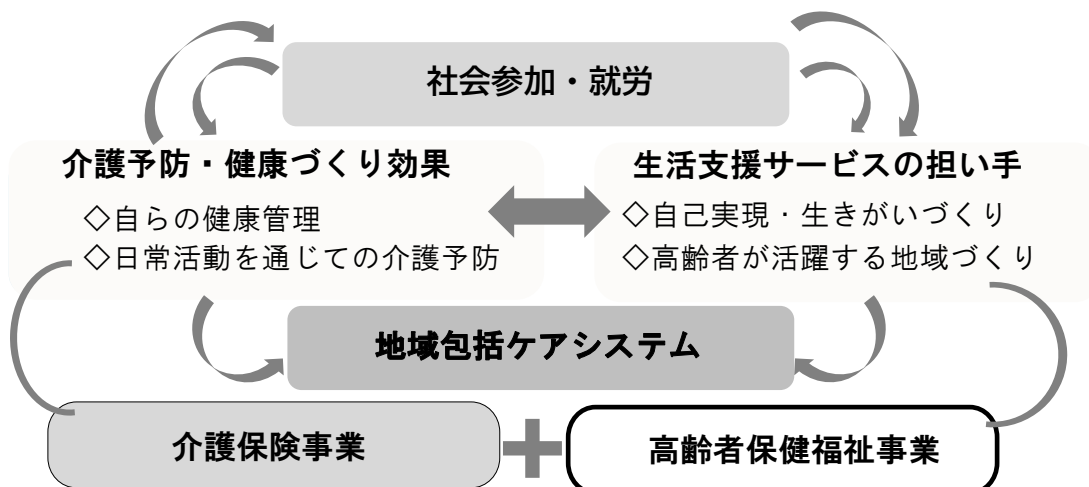
③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における現役世代（担い手）の減少が顕著となり、担い手の育成、養成が喫緊の課題となっています。

今日、地域包括ケアシステムは、我が国が目指す地域共生社会を実現するための中核とも言える仕組みであり、その対象者は、直面する高齢社会においては、その主な人的資源として高齢者、特に前期高齢者が想定されています。高齢者が介護予防や生活支援サービスの担い手として参加し、活躍できる仕組みを機能させていくことが大切です。

介護保険制度としても、特に介護予防、健康づくりの取組を強化して、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

より多くの高齢者が、こうした活動に参画することによって、介護予防、健康づくりにつながるだけでなく、取組自体が地域のつながりの強化や地域の活力の維持、向上に寄与していくことが期待されます。



④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は、全国的には増加傾向にあり、多様な介護需要の受け皿の一つとして役割を担っています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県と市町村（保険者）は、住宅型有料老人ホームに関する情報連携を強化し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが求められています。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症は、誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。こうした中、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を軸として様々な施策が推進されています。

この大綱において「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味であり、「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味として位置付けられています。

誤った受け止めによって新たな偏見や誤解が生じないように、「共生」を基盤としながら取組を進める等の配慮が必要とされています。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

近年、介護職の人材不足に加え、今後は担い手となる現役世代の減少も顕著となることから、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となっています。介護人材の確保については、都道府県と市町村（保険者）とが連携を強化するとともに、介護保険事業計画に介護人材の確保に向けた取組方針等を記載し、計画的な推進を図ることが必要とされています。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボットやICT活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが必要とされています。

⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらの備えの重要性についての検討が必要であるとともに、高齢者を取り巻く平常時とは異なる様々な影響に対する、よりきめ細かな支援対策が必要となっています。